

措置前

特定技能の在留資格等で就労する外国人が空港内でグランドハンドリングに係る車両を運転する場合、一部を除き（※）、日本の運転免許が必要。免許取得に時間と費用を要するため、即戦力にならない。

※ジュネーブ条約に基づき国際免許証等の発給が可能な国において、発行された国際免許を保有する場合には日本の運転免許は不要

措置

自国の運転免許を保持する外国人は、事業者による知識付与、技能訓練を受けた後、自動車教習所において、航空局が定める知識評価及び技能評価を受けることにより、日本の運転免許の取得を不要とする。

措置の概要

①：ジュネーブ条約に基づく国際免許証等の発給可能国の外国人



②：①以外の外国人（自国の運転免許を保有するもの）



教習所で技能研修
(任意)



免許センターで試験
(学科及び技能)
※学科試験まで3ヶ月、技能試験まで4ヶ月要する



原則、国際免許証等の有効期間（1年間）まで運転可。自国の運転免許がある場合は自国の運転免許証の有効期間まで運転可。自国の運転免許証の有効期間が経過する場合は、更新のため、自國に帰国する等の手続を要する。



空港の制限区域内での車両運転が可能

措置前

③：①以外の外国人（自国の運転免許を保有するもの）



自動車教習所による評価試験



措置の効果

空港内での運転が必要となる業務への外国人財の活用が図られ、今後増加が見込まれる航空需要への対応に向けた、グランドハンドリング業界の人財確保に寄与